

アーキビスト認証委員会（第17回）議事の記録

1 開催日時 令和4年11月30日（水） 10時30分～16時50分

2 開催場所 国立公文書館4階会議室

3 出席者

(委員長) 高埜 利彦 (学習院大学名誉教授)
(委員長代理) 大友 一雄 (国文学研究資料館名誉教授)
(委員) 井口 和起 (京都府立京都学・歴彩館顧問)
井上由里子 (一橋大学大学院教授)
大賀 妙子 (国立公文書館アドバイザー)
太田 富康 (埼玉県立文書館主任専門員)
福井 仁史 (国立公文書館首席研究官)

(国立公文書館) 鎌田 薫 館長
山谷 英之 理事
梅原 康嗣 統括公文書専門官
幕田 兼治 首席公文書専門官
伊藤 一晴 上席公文書専門官
島田 尠幸 公文書専門官
中野 佳 公文書専門員

※鎌田薫館長、山谷英之理事、梅原康嗣統括公文書専門官は、議題2以降に出席

4 議題

- (1) 令和4年度認証アーキビスト申請に係る審査
- (2) アーキビスト認証に係る拡充検討について
- (3) その他

5 概要

○高埜委員長 ただいまから、第17回アーキビスト認証委員会を開会する。本日の委員会は、出席委員が7名と過半数の委員にご出席いただいているので、アーキビスト認証委員会規則第7条第1項により、議決を行うことができる会議として成立している。
なお、井上委員は、お昼過ぎに一度ご退席し、午後、再度オンラインでご出席する予定と伺っている。

議題1 令和4年度認証アーキビスト申請に係る審査

○高埜委員長 それでは、本日も前回に引き続き、認証アーキビストの審査を実施する。
アーキビスト認証委員会規則第7条第4項では、「委員会は、これを公開する。ただし、第2条第1項に定める審査等その他必要が認められる場合、委員長は、議決を経て、非公開とすることができる。」と規定している。これに基づき、本審査議事については、非公開とする議決を採りたいと思うが、いかがであろうか。
〔「異議なし」の声あり〕

○高埜委員長 異議なしということで、本審査についての委員会を非公開とする。

(以下、非公開)

○高埜委員長 それでは、ここまでを非公開の委員会とする。

○事務局(幕田) このあと一旦休憩とし、委員長より館長へ審査結果を手交いただきたい。委員会については、審査結果の手交後、再開をお願いしたい。

(休 憩)

(鎌田館長、山谷理事、梅原統括公文書専門官、入室。審査結果を手交。)

○高埜委員長 それでは、委員会を再開する。議題に入る前に、鎌田館長から一言ご挨拶をお願いしたい。

○鎌田館長 委員の先生方におかれては、大変お忙しい中を、今年度も認証アーキビストの審査をしていただき、誠にありがとうございます。ただいま委員長から審査結果のご報告をいただいたところであるが、この審査を経て新たに認証アーキビストに仲間入りする方々と共に、アーカイブズ機関の発展に努めてまいりたいと思っているので、引き続きよろしくご指導のほどお願いしたい。

さて、最近の当館の取り組みであるが、令和4年度第2回企画展として、鉄道開業150周年を記念する「鉄道開業150年 広がる、広げる—公文書で描く鉄道と人々のあゆみ—」を12月4日まで開催している。現在、重要文化財である「公文附属の図・新橋横浜間鉄道之図」の原本特別展示を行っているので、お時間があればご覧いただければと思う。

この後、引き続きアーキビスト認証の拡充、「准アーキビスト」骨子案についてご議論をいただくが、この「准アーキビスト」は、アーキビスト認証をさらに社会に定着させるためにも大変重要な方策だと考えている。高等教育機関やアーカイブズ機関等と協力していく上で、是非先生方のご指導を賜り、この新しい試みを定着させていきたいと考えている。何卒よろしくお願いしたい。

議題2 アーキビスト認証に係る拡充検討について

○高埜委員長 それでは、議題2「アーキビスト認証に係る拡充検討について」、事務局よりご説明をお願いします。

○梅原統括公文書専門官 資料6に基づき説明

前回ご報告した「「准アーキビスト」(仮称)骨子案の作成ポイント」を基に、今回、「「准アーキビスト」(仮称)骨子案」を作成したのでご議論いただきたい。

まず、資料6「1. 経緯」に示したとおり、「准アーキビスト」の検討はアーキビスト認証準備委員会において、「「准アーキビスト」の速やかな導入を目指す」とされたところから始まったものである。その後、政府からの求めを受け、また、アーカイブズ関係機関等からのご意見を踏まえ、検討を進めてきた。骨子案についてはこの後ご説明するが、「准アーキビスト」(仮称)は、段階的、将来的に認証アーキビストにつながっていく者としてイメージしている。

先に「3. 今後の進め方(予定)」を説明したい。骨子案については、本日委員会でご意見をいただいた後、12月には、高等教育機関等へ説明したい。また、年明けには全国公文書館長会議構成館等の関係機関へも同案を説明し、意見を求めてまいりたい。そこで集約した意見について、3月頃を予定している次回の委員会でお示しして、この骨子案を確定したい。令和5年度には同案に沿って具体化を図り、同年度内には運用を開始、遅くとも令和6

年度には「准アーキビスト」（仮称）の第1回認定ができるよう進めてまいりたい。

次に、別紙1「アーキビスト認証に係る拡充の方向性」をご覧いただきたい。目的は、「専門人材育成の道筋を示し、その育成環境の充実及び専門人材の定着を図る。」とした。その仕組みは、従来のアーキビスト認証に沿った形で実施することを基本としている。つまり、アーキビスト認証の仕組みに、新たに「准アーキビスト」認定の仕組みを追加し、この追加に伴い、本委員会の役割も足していくことを考えている。

この「准アーキビスト」は、専門人材の育成モデルに示したとおり、認証アーキビストの3要件のうち1要件である知識・技能等を修得した者としている。この育成モデルは認証アーキビストに至るまでを示しているが、大きく2種類のモデルが考えられる。まずモデル①は、先に大学院などで科目修得をし、そして、採用されて現場に入っていく方である。逆にモデル②は、先に現場に入って実務経験を積みつつ、職場からの派遣による研修で知識・技能等を修得される方を想定している。

続いて、別紙2-1「「准アーキビスト」（仮称）骨子案」をご覧いただきたい。今回ご議論いただくのは、この骨子案になる。今まで説明してきた内容が、「目的」、「位置付け」などに記されている。この後でまずご議論いただきたい点は、「名称」である。「名称」は、できれば今回1つの案に集約していただきたい。「実施者」、「認定者」については、アーキビスト認証の仕組みと同様である。「対象者及び要件」については、繰り返しになるが、認証アーキビストの3要件のうち1要件「知識・技能等」を修得している者と考えている。「申請及び審査」では、認定を希望される方に所定の申請書類を提出していただき、アーキビスト認証委員会において審査するという形を考えている。基本的にはそれぞれの科目修得や研修修了という事実の行為を証明する書類をご提出いただくことになると考えている。また、認定者については、名簿に登録をし、公表していく。「その他」として、登録料は徴収しない、認定証・カードの発行は予定していないことを示した。認定の有効期間については、研修等を修了した事実は消えないということで、無期限と書かせていただいた。

続いて別紙2-2「「准アーキビスト」（仮称）の名称案」をご覧いただきたい。これまで多々議論してきたので、そろそろ名称を一本化したい。候補としては、従前からあった「准アーキビスト」、これまでの議論の中でお出しいただいた「准認証アーキビスト」、「認証アーキビスト補」の3つがある。この3つの中から、一つの案におまとめいただけるとありがたい。なお、「准認証アーキビスト」、「認証アーキビスト補」については、お示ししているとおり、言葉の定義や、メリット、デメリットについても検討させていただいた。

今回は、主にこの名称についてご検討いただきたい。その上で、この骨子案を外部に示すことについて、ご了解いただきたい。また、3月には骨子案を確定するというスケジュールについても、ご議論いただければと思う。

○高埜委員長 それでは、各委員から、ただいまご説明いただいた骨子案について、忌憚なくご意見をお出しいただければ幸いです。

○井上委員 知識・技能等については、今までの認証アーキビストの審査とほぼ同じことであり、特段大学側において新たな仕組みが必要になるわけでもない。また委員会側の審査の体制についても特段プラスのものは必要ないので、お示しいただいたスケジュールで、なるべく早く実現できればよいと思う。

名称について、特段こだわりはないが、公認会計士と不動産鑑定士で「補」がつくものを廃止したという経緯がある。それから、文科省の関係のもので、技術士についても技術士補を廃止するかどうか議論されていると聞いている。「補」をつけたときにどういうイメージになるのか少し分からないところもあるが、これからのキャリアパスにつながるという印象を与えられる、取得したいと思われるような名称にすることが好ましいと思う。広報の問題もあると思うが、なるべく皆さんにポジティブな気持ちで目指していただけるような名称にしていきたい。

○高埜委員長 「准アーキビスト」の名称案についても積極的に踏み込んだご意見をいただいた。全体としては、この仕組みについて早く実現をする方向でというご意見であった。ほかの先生方もご意見を出していただければと思う。

○福井委員 名称について、別紙2-2で私の提案を示していただいているので、少しこの提案

の趣旨について述べさせていただきたい。「准アーキビスト」の議論が始まった頃は、別紙1にある高等教育機関・研修機関から入ってくる人だけではなくて、アーカイブズ機関・公文書作成機関で実務経験を積んだ人も対象としてイメージし使っていた言葉だったと認識している。そうすると、「准」では意味が広過ぎるのではないかと感じていたが、認証アーキビストが明確になり、その要件のうちの1つを満たした人を認定するということが明確になったので、現状では「准」という言葉を使っても、紛らわしくないと考えている。

私が提案した「認証アーキビスト候補資格保有者」は、正確性を求めて意味を重ねていくと、こういうことになるだろうと作ってみた言葉であるが、「准アーキビスト」、「准認証アーキビスト」と言っても十分なのではないかと思う。

「補」という言葉については、別紙2-2の字義説明にもあるとおり、補佐をする立場と候補の立場の両方があるので、少し紛らわしいように思う。もう既に、「准アーキビスト」という言葉に慣れている人も多いと思うので、私は「准認証アーキビスト」に1票入りたいと思う。

- 高埜委員長 準備委員会において「准アーキビスト」の議論を開始したときに、内閣府から公文書作成機関の人たちも含めてはいかがかという要請が出ていたが、現在は認証アーキビストに対する「准認証アーキビスト」であると整理できたと紹介があった。名称についても、そのような観点からご意見を賜った。

そのほか、いかがであろうか。

もし今の段階で可能であれば教えていただきたいが、別紙2-1の骨子案の「その他」において、「准アーキビスト」の認定の有効期間を無期限としている。「准アーキビスト」となった方は、実務経験などの要件を満たし認証アーキビストを取得される可能性が高いと思われるので、「准アーキビスト」が認証アーキビストを取得した場合、「准アーキビスト」の登録名簿からは削除してもよいのではないかと。つまり、同じ人が「准アーキビスト」と認証アーキビストの両方の看板を掲げるということは、何となくおかしいような印象もある。その辺りについて、もし事務局でお考えがあれば今の段階でお答えいただきたい。

- 福井委員 今、委員長がおっしゃったとおり、有効期間を無期限とする資格みたいなものは、考えにくいのではないかと。期限を設けないのであれば、名簿に登録するという行為とは何なのか、逆に心配になる。登録するという行為は、その後その方が能力を失った場合などに備え、追いかけていかなければならないはずだが、それは恐らくできないのではないかと。

よって骨子案を各方面に示すのであれば、「「准アーキビスト（仮称）名簿」に登録し」という文言ではなくて、「「准アーキビスト」として公表し、その旨を申請者へ通知する」程度としてはどうか。さらに、「准アーキビスト」の方が「准アーキビスト」と名乗らなくなる場合については、別途定める、という内容を入れておくかどうか。これはまた細則の話であると思うが、委員長が先ほどおっしゃられたように、「准アーキビスト」の方が認証アーキビストになられた場合、「准アーキビスト」と名乗ることは普通あり得ない。その点について、骨子案には不要かもしれないが、最終的には規則か何かで定めることになるのではないかと。

- 高埜委員長 事務局はいかがであろうか。

- 梅原統括公文書専門官 先生方からも引き続きご意見をいただきたいが、まず、認定の有効期間を無期限としたのは、大学院の科目修得や関係機関の研修修了という事実と、それに伴う証明書自体の効力はどこかで消えるものではないという前提のもと、その効力がある限りにおいては「准アーキビスト」を名乗ることができるのではないかと考えたためである。

次に、福井委員からのご意見である「准アーキビスト」を名乗れなくなる場合についてであるが、「准アーキビスト」名簿の公表の仕方自体に関係してくると考えている。既に過去の委員会でも、認証アーキビストの名簿の管理について宿題をいただいている。現在の認証アーキビストの名簿は、毎年新たな認証者を名簿に追加する形で続けているが、今後、認証アーキビストの更新に際して名簿をどのように管理し続けていくかという課題が残っている。「准アーキビスト」の名簿についても、認証アーキビストの名簿と同じ問題がある。正直なところ、まだ具体的な提案が出来ないが、先生方からお知恵をいただきながら、引き続き検討したい。

- 井口委員 福井委員がおっしゃったように、有効期間や登録の仕方については、もう少し検討したほうがよいと思う。ただし、名称については今日の段階で、ほぼ確定してよいのではないかと。別紙2-1に書かれているように、国立公文書館が事業主体として館長名で認定するのが認証アーキビストであるから、それに準ずるという意味で言えば、別紙2-2にある名称案でいえば、「准認証アーキビスト」の名称でほぼ統一できるのではないかと思う。
- 高埜委員長 名称については、先ほど井上委員と福井委員からも「准認証アーキビスト」を支持するお考えが示され、そしてまた、井口委員からも同様に支持するお考えが示された。そもそもこの名称を提案された太田委員は異存ないか。
- 太田委員 別紙2-2の「候補名称」の表では、「准認証アーキビスト」のデメリットについて、「認証アーキビストの候補者」としての位置づけが認識されにくいのではないかと指摘されている。しかし、井口委員がおっしゃったように、認証アーキビストという仕組みの中で、それに次ぐものということなので、この指摘はそれほど当たっていないと思う。また、デメリットの2点目「実務経験や調査研究能力がまだ十分に備わっていない候補者に対する名称としては、高すぎないか。」という指摘についても、学芸員や司書は大学学部で取得できることに対して、当初から大学院修士課程レベルを想定しているということから、高過ぎるということはないと思う。
- また一方で「補」については、字義説明で「正式の職につく前の役柄。見習い。」と示され、学芸員や司書では、まさにこの字を用いた学芸員補・司書補という国家資格がある。これらと区別するためにも「補」ではないほうがよいと思う。
- 高埜委員長 それでは、大賀委員、この名称に限ってご意見をいただいてよろしいか。
- 大賀委員 この認証アーキビストの仕組みが出来るときに準備委員会が開催され、その中で拡充を図る方向性について、認証アーキビストを中心としたキャリアパスや、次のステップへつながる方向性をきちんと示したほうがよいという議論があったと記憶している。そのような意味においても、また国立公文書館が認定するというのであれば、「准認証アーキビスト」という名称が一番分かりやすく、理解も求められるのではないかと思う。
- 高埜委員長 ありがとうございます。大友委員はいかがか。
- 大友委員 私も皆さんの意見と同様に、「准認証アーキビスト」で問題ないだろうと思う。
- 高埜委員長 ありがとうございます。それでは、名称案については、本日の段階で、委員の満場一致で「准認証アーキビスト」とすることにしたい。
- それでは、もう少しお時間を頂戴して、骨子案について、さらにご意見等があったら、お示しいただければと思う。
- 福井委員 一つは「8 認定」について。「准アーキビスト(仮称)」の「(仮称)」が落ちるので、逆に「准アーキビスト名簿(仮称)」としていただくか、あるいは「准認証アーキビスト」として認定し公表する」という表現に変更し、この名簿という名詞があまり一人歩きしないようにしたほうがよいかと思う。また「9 その他」の有効期間が無期限という点についても、落とせないだろうか。
- 高埜委員長 今の段階で事務局からもしお考えがあればお示しいただければと思う。
- 幕田首席公文書専門官 一点目の認定者の公表方法については、対外的に公表することまでは定めて、その方法については、3月までに固めたいと思う。また、二点目の「認定の有効期間は無期限」についても、ご提案のとおり削除することについては特段問題ないと思う。
- いずれにしても、現在の骨子案は、これから関係機関へお示しする際のたたき台のペーパーとして考えているので、誤解が生じないようにするのが望ましいと考えている。
- 高埜委員長 ほかにいかがであろうか。
- 大友委員 漠然とした意見であるが、骨子案を見ると、その目的について「専門人材育成の道筋を示し、その育成環境の充実及び専門人材の定着を図る」とあるが、この「育成環境の充実」を考えると、大学院等で科目を修得し「准認証アーキビスト」になった後に、認証アーキビストにつながっていくために、実務経験と調査研究能力が求められる。ここが重要で、「准認証アーキビスト」が、実務経験を積むことができ、また調査研究能力を養成するための研究論文を執筆できるような環境を確実なものにしていく必要がある。どう我々が、あるいは大学が、それから実務経験に関わることができる機関が協力していけるかが重要ではな

いか。つまり「育成環境の充実」を図るには、雇用する側のアーカイブズ機関や大学の協力が必要であり、「准認証アーキビスト」に対してどのように支援していけるかということについて、これからまとめていくペーパーの中で反映させることが、やはり必要ではないかと思う。

- 高埜委員長 今の大友委員のご意見に対しては、事務局はすぐにお答えいただくのではなく、なお知恵を絞っていただきたい。

今の大友委員と少しだけ関連するが、大学院で学生を育成する場合、普通は修士課程の2年間で修了するが、1年目で大部分の単位を取得し、2年目は、残りの必要な科目について新年度の春に履修届を提出する。その場合、もちろん最後に修士論文が必要となるのではあるが、2年目に入り履修届を出した段階で、修了見込証を大学側から出していただくことで「准認証アーキビスト」の申請ができるシステムにしていただけるとよいのではないか。その辺りのことは、12月に高等教育機関等への骨子案の説明の際にも、事務局として腹づもりを持っていただけるとありがたい。つまり、大学院で科目を修得した人たちが、その先でアーカイブズ機関に就職でき、実務経験を積んでいくことができるか、あるいはもうその道は断念して全く別のところに進んでいくのか、修士課程の新2年生は、就職活動をする大学学部の新4年生と同じような立場にあるので、アーカイブズ学の勉強をした人たちができるだけ関係機関に就職してもらえるように、見込み者も申請できるシステムづくりを是非とも検討していただきたい。

- 梅原統括公文書専門官 今のご要望については、12月の高等教育機関等への説明の際に話題にしたい。また、現時点では見込み段階での申請については難しいと考えている。ただ、そうであれば、どういうことができるかも考え、議論の集約もした上で、また3月に先生方のご意見をいただきたい。

- 大友委員 一言だけ追加したいが、大学院で科目を修得して「准認証アーキビスト」になれたところで、大学院の役割は終わるということではないと思う。そのあとに認証アーキビストになれるまで、大学院からも何とか支援してほしい。例えば、大学院の修了者に対して、研究会などを大学内でやったり、あるいは紀要のような発表媒体を大学院側で用意して、そこで論文を発表させたりするなど、科目修得した者に対してさらに、認証アーキビストになるための支援の在り方を大学院にも考えてほしい。卒業させて終わりでは困る。それではうまくつながらないのであって、その協力をいただくことが重要だと思う。

- 高埜委員長 高等教育機関等への説明会、また意見を聴取する機会がこれから設けられると思うので、奮って生産的な意見が出されることを期待したい。
ほかに何かご意見などあるか。

- 井口委員 先ほどから議論になっていた、骨子案の「その他」の有効期間が無期限という点について、やはりわざわざこの骨子案に書く必要はないのではないかと思う。私の学部生時代は、学士の学位を与えるという卒業証書はもらっていないが、修士課程を修了したときには修士の学位を与えるというものはもらった。それから、博士をもらったが、博士をもらったからといって修士の学位がなくなるわけではない。どちらを名乗るかと言えば、修士は名乗らないだけの話である。そうであれば、認証アーキビストになった方が、かつて「准認証アーキビスト」であったことは消えないとしても別に不思議ではない。逆に、認証アーキビストの場合は有効期間があり、更新できなかった場合に、「准認証アーキビスト」しか名乗れないということになるわけで、特に差し障りがあるとは思えない。私は事務局の案でもよいかと思う。

- 高埜委員長 そういえば、9月の第15回の委員会において、更新の仕組みとの関わりで、更新ポイントが足りず更新できなかった認証アーキビストは、どのような名称になるのかという議論があった。今の井口委員のご意見も、また3月までにしっかりまとめた上で反映していただければと思う。

そのほかにはよろしいか。皆様からのご意見をいただけたように思うので、それでは、本日は、「准アーキビスト」(仮称)の名称案を「准認証アーキビスト」とすることについて、満場一致でご承認いただいた。それから、骨子案についても種々ご意見をいただいた。これらを反映させて3月に集約をしていただくというスケジュールについても、お認めいただい

てよろしいか。
(異議なし)

それでは、議題2については以上とする。最後に、議題3「その他」について、事務局からご説明をお願いします。

議題3 その他

○梅原統括公文書専門官 9月の第15回の委員会以降に行った、アーキビスト認証に関わる普及活動等についてご報告する。

9月10日(土)に、「認証アーキビストの実態調査結果」報告会を開催した。その際の意見交換の概要を資料7としてお配りしているため、ご覧いただきたい。

10月27日(木)の全史料協全国大会特別研修会において、事務局の担当がコメンテーターとなり、アーキビスト認証の取組について、「認証アーキビストの実態調査結果」を中心に報告した。

今後の予定であるが、12月3日(土)に東北大学で開催予定の「認証アーキビスト養成コース開設記念シンポジウム」において、当館の鎌田館長が出席し祝辞を述べられる予定である。同会には、吉田公文書管理課長も出席される予定とのことである。また、当委員会の委員長である高埜先生の基調講演も予定されている。

以上である。

○高埜委員長 何かご質問等があればお願いしたい。よろしいか。

それでは、本日の議題は以上となる。最後に、鎌田館長より一言ご挨拶のほどよろしくお願いしたい。

○鎌田館長 委員の先生方におかれては、本日は午前中から大変長時間にわたるご審議をいただき、誠にありがとうございました。アーキビスト認証に係る拡充の検討についても、大変有意義なご意見を頂戴したところであるが、これらのご意見を踏まえ骨子案を整理し、さらに当館から関係機関の皆様にお示しして、ご意見を伺いたい。それを踏まえて、3月に予定している次回の委員会において委員の先生方のご意見をお伺いし、できればその段階で骨子を確定することを期待している。

引き続きとなるが、先生方のますますのご協力、ご指導を賜るようお願いして、お礼の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○高埜委員長 それでは最後に、事務局から連絡事項をお願いしたい。

○梅原統括公文書専門官 本日の議事の記録については、後日ご確認をいただきたい。なお、議題1の審査の非公開部分については、議事の記録でも公表しないこととする。

次回の委員会は、3月の開催を予定している。ご多忙のところ恐縮であるが、ご出席のほどをお願いしたい。

○高埜委員長 以上をもって、第17回アーキビスト認証委員会を閉会する。

以上